

# 9 新たな過疎対策法の制定と過疎対策の充実について

【総務省】

## 長野県の状況

### ● 現行法「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策を実施

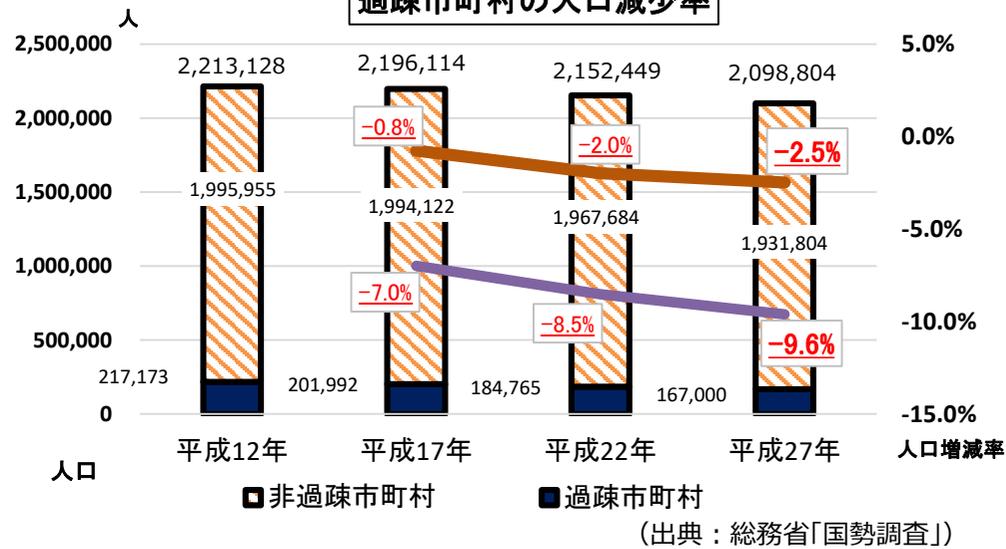
《長野県過疎地域自立促進方針》

過疎地域は『豊かな自然や歴史・文化を有し、資源の供給や自然災害の防止などに貢献する多面的・公益的機能を担う地域』であり、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた取組を実施

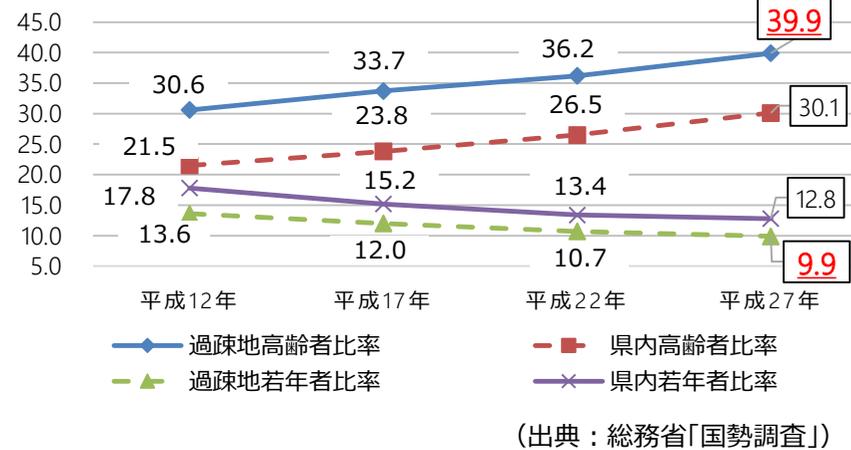
### ● 県内過疎市町村の状況

人口減少の拡大や少子高齢化の進行が続くとともに、社会基盤や財政力の格差が未だ存在

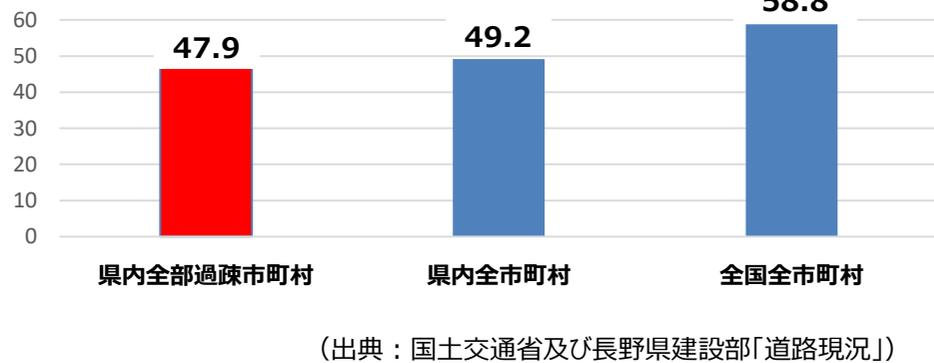
過疎市町村の人口減少率



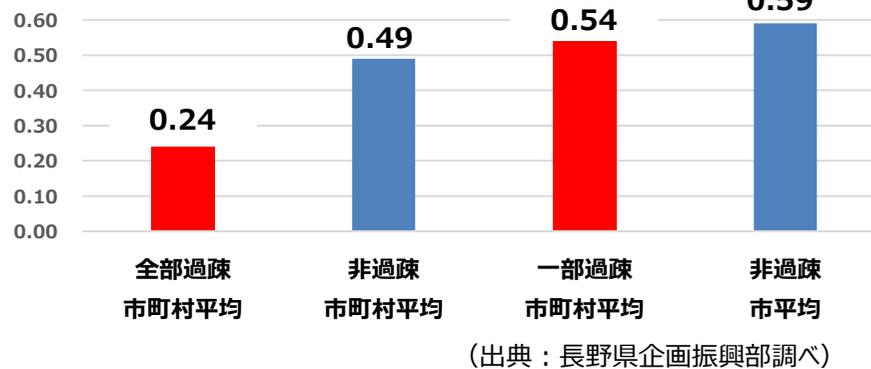
過疎市町村の少子高齢化



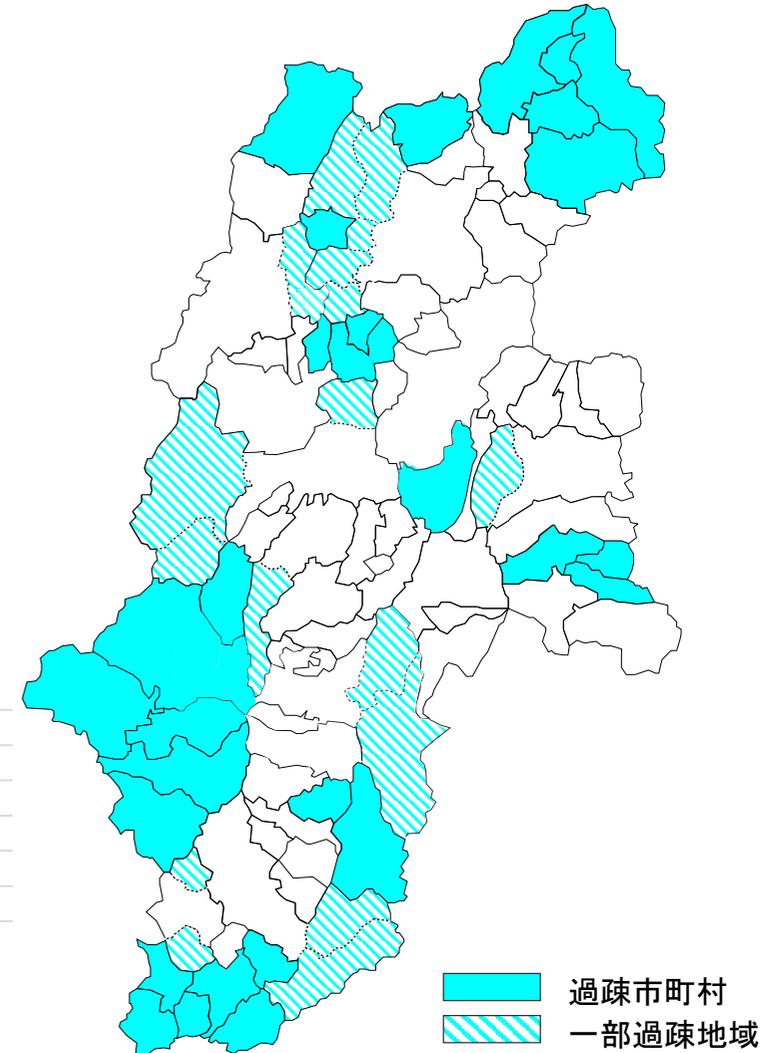
市町村道改良率 (H29)



県内財政力指数(H28~30年度3カ年平均)



37/77市町村が過疎市町村



## 取組

### 【地域住民の生活サービスを確保する取組】

#### ○生活を支える地域交通の確保（県）

- ・市町村域を越える地域交通データの収集分析等(R1～)
- ・持続可能な地域交通/物流の運用モデル構築実証実験(R1～)

など 住民が移動手段を選択できる、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す

#### ○地域医療確保対策（佐久市望月地区）

総合病院の医師の派遣費用等を負担し、無医地区等において出張診療所を開設  
《過疎対策事業債（ソフト）（H22～）》



出張診療所の開所式

2地区で年間約200人が受診、住民の健康維持や安心感の確保に貢献

### 【固有の地域資源や価値を活かした取組】

#### ○信州やまほいくの推進（県）

豊かな自然環境や地域住民とのつながりなどを活かした自然保育を推進（H27～）

信州型自然保育認定団体(過疎地域:27か所)  
R1.9時点



信州やまほいくの様子

#### ○観光宿泊施設の整備（阿智村）

「日本一の星空」を活かした観光・ブランディングの推進に向けて、宿泊客向けのログハウスを整備  
《過疎対策事業債(ハード・地方創生特別分)(H31～)》

観光消費額増加や新たな雇用創出を目指す

## 課題

- 一部過疎を含む過疎地域においては、引き続き、**住民生活サービスの確保や地域活性化を図る取組が必要であるが、過疎市町村の財政力は脆弱**
- 県も過疎市町村を対象とする地域活性化等の取組を行ってきたが、**国の財政支援は限られている**

## 提案・要望

### 1 新たな過疎対策法の制定

- ・現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に代わり、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策を充実すること
- ・新法における過疎地域の要件と単位については、「一部過疎地域」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の果たしている役割や状況を的確に反映したものとすること

### 2 新たな過疎対策法の理念

新法の理念には、過疎地域が抱える課題の克服のみならず、過疎地域が有する都市にはない固有の地域資源や価値を磨き上げ、活かしていくという観点や、SDGsの考え方を盛り込むこと

### 3 過疎対策への財政支援

- ・地域住民の生活に必要なサービスの確保や地域の活性化を図るための財源を安定的に確保し、地域の多様な財政需要に対応できるよう、過疎対策事業債を拡充し、必要額を確保すること
- ・都道府県が担う過疎地域に対する広域的・補完的な役割を明確化し、その過疎対策の取組に対して必要な財政支援を講じること